

疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会（第 3 回） 2013 年 3 月 14 日（木）10:00～12:30
個人情報保護法制について

慶應義塾大学大学院法務研究科 磯部 哲

1 はじめに

- 1.1 【個人情報保護法制の意義：一般的説明】 現代的情報化社会においてプロファイルのもつ意義は大きく、それを構成する個人情報に本人が影響を与えることができなければ、もはや人格の保護は十分ではない。→消極的に私生活領域への進入やそこからの暴露に対する防御だけを語るのでは不十分であり、現代社会において個人のプライバシーを保護しようとするためには、他者が保有している自己についての情報をコントロールする権利を確立する必要があるが出てきた。
- 1.2 ●流通している個人情報に対する本人の権利を「請求権」として実定化する（開示、訂正、利用停止等の各請求権）。
- 1.3 ●「個人情報の取扱いのルール」（個人情報の収集、保有、利用、提供の各場面）を定め、個人情報を取り扱う者に遵守を義務付ける。
 - 1.3.1 あらかじめ定められた収集目的に従うこと（目的明確化の原則）
 - 1.3.2 原則として本人から収集すること（本人収集の原則）
 - 1.3.3 収集目的に照らして最小限の収集にとどめること（必要最小限の原則）
 - 1.3.4 あらかじめ明示された目的以外に個人情報を原則として利用したり提供したりしないこと（目的拘束の原則）
 - 1.3.5 個人情報保護の仕組みは個人情報の有効な利用・流通をも企図するものであるから、例外的な取扱いとして、本人外収集や目的外利用・第三者提供も定められている。
- 1.4 ●個人情報の適正管理
- 1.5 （憲法学・判例上の「自己情報コントロール権」の意義と射程）

2 個人情報保護制度の概要

- 2.1 （疫学・臨床研究倫理指針の策定・改正経緯と個人情報保護関連 3 法の時系列関係については、第 1 回合同会議・資料 3 など参照のこと）
- 2.2 法体系のイメージ、3 法の比較 →後掲【資料】
- 2.3 「個人情報」とは
 - 2.3.1 ①「個人情報」：(1)生存する個人に関する情報であつて、(2)氏名、生年

月日等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（行政機関法・独法は下線部なし）

2.3.2 「個人に関する情報」：内心の状況（信教など）、心身の状況（健康情報など）、身分関係（氏名住所、家族関係など）、社会経済活動（学歴、職業、資格、勤務先など）

2.3.3 情報公開法に規定する行政文書に記録されている個人情報などは②「保有個人情報」＝組織的に保有。この保有個人情報を検索できるように体系的に構成・整理すると③「個人情報ファイル」となり、それを電子計算機を用いて検索できるように体系的に整理すると④「電算処理ファイル」となる。

2.3.4 ①～④の種別に応じて、たとえば行政機関法であれば、①利用目的の特定、保有制限、利用目的の明示、従事者の義務、苦情の処理等、②正確性の確保、安全確保措置、利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止、③個人情報ファイル簿の作成・公表、④総務大臣への事前通知等々が規定される。

2.4 個人情報保護法制のポイント

2.4.1 法の目的

2.4.1.1 個人情報保護法の目的：「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大」→「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」

2.4.1.2 行政機関法の目的：「行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、…行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

2.4.2 利用目的の特定：利用目的をできる限り具体的・個別的に特定。利用目的の達成に必要な範囲を超えての保有を制限。利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内。→不必要な取得禁止、必要最小限の保有。（以上、行政機関法 3 条）

2.4.3 利用目的の明示：本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示。（同 4 条）

2.4.4 利用及び提供の制限：法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための利用・提供を制限。本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、本人の同意又は社会公共の利益（「相当な理由」）がある場合は、利用・提供は可能。（同 8 条）

2.4.4.1 ※「相当な理由」→社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるかどうかについて個別に判断

2.4.4.2 行政機関法 8 条 2 項 4 号は、「専ら統計の作成又は学術研究の目的」のためであれば、保有個人情報は利用・提供可能とする。

2.4.4.3 =「本人の同意がなければ目的外提供ができない」というような制度ではない。

2.4.5 正確性の確保：利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保つように努める義務。

2.4.6 適正な管理：保有している個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講ずる義務。各行政機関では、保護管理規程を定め、監査・点検、教育研修等を実施。

2.4.7 本人関与の仕組み：本人から求めがあった場合の開示、訂正、利用停止の措置

2.5 適用除外（後出）

2.6 その他<以下、略>

2.6.1 個人情報の適切な管理について

2.6.2 行政機関法、独立行政法人等法の適用対象

2.6.3 運用の状況、個人情報ファイルの状況 等

3 本人関与の仕組みについて

（以下、（ ）内は行政機関法の該当条文）

3.1 開示請求権

3.1.1 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる。（12）

3.1.2 不開示情報※を除き、開示（部分開示を含む）義務（14）

3.1.3 ※本人又は第三者の生命、健康、財産等を害するおそれがある情報等

3.2 訂正請求権

3.2.1 開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できる。（27）

3.2.2 請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正義務（29）

3.3 利用停止請求権

3.3.1 開示を受けた保有個人情報を不適法に取得、保有、利用・提供されていると思うときは、利用停止（利用・提供の停止、消去）を請求できる。（36）

3.3.2 請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止義務（38）

3.4 その他

3.4.1 不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務（42）

3.4.2 請求は書面またはオンラインで。本人確認が必要

3.4.3 未成年者・成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することが可能。

3.4.4 開示請求には手数料が必要。情報公開法と異なり、開示実施手数料の制度はない。

4 疫学指針における個人情報保護関連の仕組み

4.1 「医学研究等における個人情報の取扱いの在り方等について」から

4.1.1 ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会、医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会、個人遺伝情報保護小委員会による（平成 16 年 12 月）。

4.1.2 「Ⅲ．疫学研究における個人情報の取扱いの在り方について」

医学の発展や国民の健康の保持増進を図る上で、疫学研究は重要な役割を担っており、疾病の成因を探り、疾病の予防法や治療法の有効性を検証し、又は環境や生活習慣と健康との関わりを明らかにするなど、様々な面での役割が期待されている。

疫学研究においては、一部に個人情報保護の必要性が高い情報を取り扱うこともあるが、一般的には、ヒトゲノム・遺伝子解析研究や遺伝子治療臨床研究により得られる個人情報と比較して、その取扱いによって個人情報の保護の観点から様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性は相対的には低いものと考えられる。しかしながら、疫学研究では、多数の研究対象者について具体的な情報を取り扱うとともに、多くの関係者が研究に携わるという特色があり、情報管理について細心の注意を払うなど、個人情報の取扱いについて、他の研究と同様に、しっかりとした対応を講じる必要があり、本委員会において、個人情報の取扱いの在り方について検討を行ったものである。

まず、疫学研究に関する倫理指針の見直しについては、基本的には、他の指針と同様に、個人情報保護法の趣旨を踏まえた見直しを行うとともに、必要に応じて、個人情報保護法に上乗せした規制を盛り込むべきと考えている。その際、疫学研究においては、インフォームド・コンセントを必須要件としていない研究もあり、個人情報保護に関する本人の同意の規定について、明示する必要がある。

また、法制化の議論については、基本的にはヒトゲノム・遺伝子解析研究と同様の理由から、現段階において個別法を創設する必要性はうすいものとする。

なお、本委員会では、今回、個人情報の保護を中心に検討を行ったものであり、疫学研究についても、遺伝子治療臨床研究と同様、研究の進展等の観点からの指針の見直しについては、別途検討の場を設けるなどにより、現行指針の見直し規定の趣旨を踏まえて速やかに対応すべきものとする。（下線引用者）

（以下、疫学指針「第 4 個人情報の保護等」を中心に）

- 4.2 個人情報の定義と連結可能匿名化／不可能匿名化
 - 4.2.1 対応表の保有の有無
 - 4.2.2 「容易に」を含む定義
- 4.3 個人情報の保護に関する措置を行う者の位置づけ
 - 4.3.1 資料提供者の所属する機関と研究機関とが同一法人内か否か
- 4.4 利用目的変更時の本人同意
 - 4.4.1 ←個人情報保護法 15②、16、18③との対応
 - 4.4.2 同 16③三「公衆衛生の向上」要件該当
- 4.5 取得に際しての利用目的の通知又は公表
 - 4.5.1 ←個人情報保護法 18
 - 4.5.2 ICをとる際の説明事項として／ICを得ない場合の情報公開に際して、研究の目的を含むよう明示
- 4.6 データ内容の正確性・最新性の確保
 - 4.6.1 ←個人情報保護法 19
- 4.7 安全管理措置
 - 4.7.1 ←個人情報保護法 20、21、22
 - 4.7.2 研究を行う機関の長の責務として、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を規定
 - 4.7.3 研究従事者に対して必要かつ適切な監督、研究委託の際にも委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督
- 4.8 第三者提供に関する規定
 - 4.8.1 ←個人情報保護法 23
 - 4.8.2 本人同意を得ないで個人情報を第三者へ提供してはならない。その可能性がある場合・共同研究の場合には予め同意を得ておくよう説明事項に規定
 - 4.8.3 既存資料等を提供する場合、研究対象者から同意を受けずに提供できる条件の1つとして、連結不可能匿名化または対応表を保有しない場合は「個人情報」に該当しないことに基づくことを明示
- 4.9 保有する個人情報に関する事項の公表にかかる規定
 - 4.9.1 ←個人情報保護法 24
 - 4.9.2 ICをとる際の説明事項として／ICを得ない場合の情報公開に際して、個人情報保護法 24①に規定された事項を追加
- 4.10 開示、訂正及び利用停止にかかる規定
 - 4.10.1 ←個人情報保護法 25、26、27
- 4.11 開示等の求めに応じる手続及び手数料にかかる規定
 - 4.11.1 ←個人情報保護法 29、30
- 4.12 理由の説明にかかる規定

4.12.1 ←個人情報保護法 28

4.12.2 利用停止等を請求された場合にその措置をとらない場合等の説明に努めること

4.13 苦情処理にかかる規定

4.13.1 ←個人情報保護法 31

4.13.2 苦情等の窓口の設置等

5 自己情報に対する憲法上の権利（「自己情報コントロール権」の意義）について¹

5.1 情報化社会の進展にともない、「自己に関する情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）」にとらえられ、「現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールし、自己の情報についての閲読・訂正ないし抹消請求を求めることが必要であると考えられるようになった」²。

5.2 「自己情報の閲覧または訂正もしくは抹消の請求権、あるいは利用・伝播の抑制の請求権は、原則として、法令の裏づけがあつてはじめて具体的権利となるものであるから、法令の根拠もなく憲法 13 条に基づいて当然に認められるわけではない」

5.3 最高裁も、「自己情報コントロール権」を正面からは承認していない。最判平成 20 年 3 月 6 日民集 62 卷 3 号 665 頁³〔住基ネット訴訟〕によれば、憲法が保障する情報プライバシー権は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」にすぎない。

¹ 要旨：「自己情報コントロール権」という言葉が一人歩きしているが、憲法上の情報プライバシー権の射程は不明確であり、少なくとも判例上承認されているのは、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」にすぎない。情報プライバシー権の請求権的側面は法律による具体化を必要とするところ、個人情報保護法は研究の自由を適切に配慮する必要性から、学術研究目的での個人情報の取扱いに直接規律せず、学術団体等による自己規律を支援するスタンスをとる。こうした点を理解したうえで議論を進める必要がある（憲法学的考察に関しては、山本龍彦先生（慶應義塾大学大学院法務研究科）から貴重なご示唆を賜った。厚く御礼申し上げます）。

² 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法』（岩波書店、第 5 版、2011 年）122 頁

³ 憲法 13 条により、「何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」。「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲で行われているものということができる。住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること、住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていることなどに照らせば、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」。「そうすると、行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法 13 条により保障された上記の自由を侵害するものではない」。

5.4 =判例が正面から承認するのは、情報プライバシー権の自由権的側面（開示・公表されない自由）のみであり、自己情報の開示請求等の請求権的側面については、憲法は直接には認めていない。したがって、情報プライバシー権の請求権的側面は、法律による具体化を必要とする。

5.5 個人情報保護法の定める「適用除外」について

（適用除外）

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

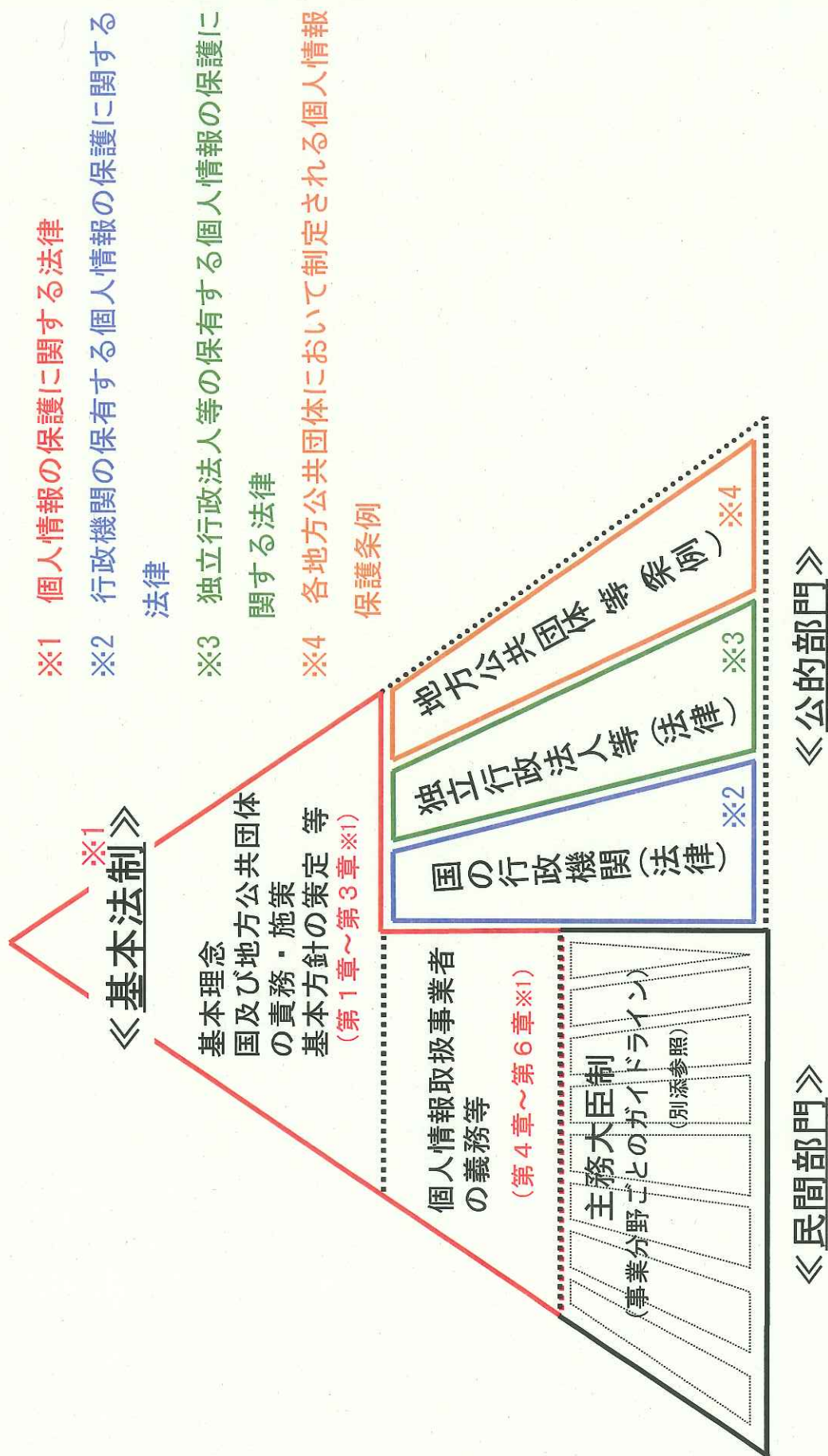
5.5.1 個人情報保護法 50 条は、報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動について適用除外規定を置く。→開示請求権等は、研究機関に対しては適用されず、これに代わり、学術研究団体・研究者らによる自律的な規範形成等が求められている（同条 3 項）。

5.5.2 他方、個人情報保護法 8 条は、「国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずる」と規定する。

【資料】 個人情報保護関連 3 法の比較

	行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律	独立行政法人等の保有する 個人情報の保護に関する法律	個人情報の保護に関する法律
主な対象情報	保有個人情報（散在情報を含む）	行政機関法と基本的に同じ	個人データ
対象事業者・ 機関	国のすべての行政機関（会計 検査院を含む）	政府の一部を構成するとみ られる独立行政法人等 ※独立行政法人、国立大学法 人、大学共同利用機関法人は 全て対象。そのほか、特殊法 人・認可法人の一部、日本司 法支援センターが対象	個人情報データベース等を事業 の用に供する者（国、地方公共 団体等のほか、個人情報の本人 の数が 5,000 人以下の事業者 も除く。）
主な義務	・利用目的による取扱いの制限（第三者提供制限を含む） ・ファイル管理簿の作成、公表 ・電算処理ファイル保有の総務大臣への通知 ・安全確保措置 ・本人関与（開示、訂正、利用停止等）	行政機関法と基本的に同じ （総務大臣への通知は不要）	・利用目的による取扱いの制限（第三者提供制限を含む） ・安全管理措置 ・本人関与（開示、訂正、利用停止等）
救済	開示決定等の処分について は、不服申立て（情報公開・ 個人情報保護審査会への諮 問）、訴訟	行政機関法と基本的に同じ	事業者、認定個人情報保護団体、 主務大臣、地方公共団体による 苦情処理
その他	・総務大臣による行政機関の 長に対する意見 ・職員などによる一定の不正 な取得、利用、提供に対する 刑事罰	・所管大臣による監督 ・行政機関法と基本的に同じ	・主務大臣による事後的な報告 徴収、助言、韓国、改善命令（間 接罰） ・メディア等の適用除外

個人情報保護に関する法体系イメージ



事業分野ごとのガイドライン一覧

平成23年10月1日現在

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	
医療	一般	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成22年9月17日(見直し)	
		健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月27日	
		医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達)	平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年3月31日(見直し) 平成21年3月31日(見直し) 平成22年2月1日(見直し)	
		国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年4月1日	
		国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成17年9月15日	
	研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日
		文部科学省 厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示)	平成16年12月28日
		厚生労働省	疫学研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日
		厚生労働省	臨床研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日
		厚生労働省	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(告示)	平成16年12月28日 平成18年7月3日
金融・信用	金融	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月6日 平成20年2月26日(見直し) 平成21年11月20日(見直し)
		金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成17年1月6日	
情報通信	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し) 平成21年10月9日(見直し)
	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し) 平成21年12月1日(見直し) 平成22年7月29日(見直し)
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し) 平成21年9月16日(見直し) 平成23年6月29日(見直し)
	郵便	総務省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年4月1日
	信書便	総務省	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日
事業全般	経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成20年2月29日(見直し) 平成21年10月9日(見直し)	
		経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日	
		医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(告示)	平成20年7月24日	
雇用管理	一般	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年7月1日
	船員	国土交通省	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)	平成16年10月29日
警察	国家公安委員会	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日	
法務	法務省	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成22年2月5日	
		法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年9月30日	
外務	外務省	債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し) 平成22年3月15日(見直し)	
		外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日	
財務	財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年11月25日 平成22年3月19日(見直し)	
教育	文部科学省	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月11日	
福祉	厚生労働省	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年11月30日	
職業紹介等	一般	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日
	船員	国土交通省	無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示)	平成17年2月28日
労働者派遣	一般	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日
	船員	国土交通省	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年2月28日
労働組合	厚生労働省	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月25日	
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	
農林水産	農林水産省	農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年7月10日	
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日	
環境	環境省	環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年12月10日	
防衛	防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日	
合計27分野		合計40ガイドライン		

